

居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社光進会介護が設置する太寿園居宅介護支援センター（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 利用者が要介護者等となった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることがないよう公正中立に介護支援サービスの提供を行う。
- 4 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 運営に当たっては 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒まないように配慮して行う。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 太寿園居宅介護支援センター
- (2) 所在地 熊本県菊池郡大津町大字室1710番地3

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

- (2) 介護支援専門員 2名以上（常勤1名以上 常勤兼務1名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、他の時間は勤務職員が代わって介護支援専門員に連絡が取れる体制にしておく。

（指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等）

第7条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

- (1) 相談場所
太寿園居宅介護支援センター相談室（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 課題分析票の種類
居宅ガイドライン方式、MDS・HC方式、包括的支援プログラム等
- (3) サービス担当者会議開催場所
利用者自宅または太寿園居宅介護支援センター相談室
- (4) 居宅訪問の頻度 月1回以上
- (5) モニタリングの結果記録 月1回

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大津町、菊陽町、合志市、菊池市、熊本市、山鹿市、益城町、西原村、阿蘇市とする。

（苦情・ハラスメント処理）

第9条 自ら提供した指定居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービスに関する利用者及び家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村からの文書その他の物件の提示の求め又は市町村職員からの質問や照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供した指定居宅介護支援に関する苦情に関して国民健康保険団体連

合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った措置を記録する。
- 3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(個人情報の保護)

第11条 利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係の事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者及び家族の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよ

う、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理等)

第14条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 居宅介護支援事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、虐待防止、権利用具、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修期間が実施する研修や当該事業所内の研修へ参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

- (1) 採用時研修採用後 1ヶ月以内
- (2) ケアマネジメントプロセス・介護予防等に関する研修 年1回
- (3) 虐待防止に関する研修 年1回
- (4) 権利擁護に関する研修 年1回
- (5) 認知症ケアに関する研修 年1回
- (6) 感染症に関する研修 年1回
- (7) 業務継続計画（BCP）に関する研修 年1回

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。